

# 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

施策の効果についての科学的な検証結果とその評価を参照して政策の形成を図るためのプロセスを構築するとともに、企画立案や分析・評価を担う職員のスキルを強化することにより、エビデンスに基づく政策形成が行われる体制を構築する。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (4) 予算額

20,435千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限【様式1】

令和8年3月5日（木） 午後5時

### (2) 公募型プロポーザルの説明会の実施

当該公募型プロポーザルに関する説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

#### ① 参加申出場所

広島県総務局施策形成支援チーム

#### ② 申出方法

電子メールにより申し出ること。

送付先アドレス：soushisaku@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和8年度E B P M推進支援業務の説明会への参加」とすること。

#### ③ 参加申出期限

令和8年3月2日（月） 午後1時

#### ④ 説明会開催日

令和8年3月3日（火） 午後3時

#### ⑤ 説明会開催場所

オンライン（参加希望者へは、詳細を別途通知する。）

### (3) 仕様書に対する質問書提出期限【様式2】

#### ① 提出期限

令和8年3月9日（月） 午後5時

② 提出方法

電子メールにより提出すること。

送付先アドレス：soushisaku@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「令和8年度E B P M推進支援業務についての質問」とすること。

(4) 上記(3)に対する回答日等

令和8年3月10日(火)までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。また、質問に対する回答は、公募型プロポーザル参加資格を有する者がした質問にのみ回答する。

(5) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県総務局施策形成支援チーム

② 提案書提出期限

令和8年3月12日(木) 正午

③ 提出書類

「令和8年度E B P M推進支援業務 提案書作成要領」による書類

④ 提案書の取り下げ

提案書を取り下げる場合は、取り下げ願い書を提出すること。【様式3】

(6) 提案書に関する審査

審査は、第1次審査を書面で行い、その中から高得点を獲得した提案者3者について第2次審査をプレゼンテーションにて行い、選定委員会の審査により最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。第2次審査は第1次審査の得点を持ち越さない。

なお、提案者が3者を超えない場合は、第1次審査は実施しない。

第1次審査実施予定日：令和8年3月13日(金)

第2次審査実施予定日：令和8年3月17日(火)

結果通知日：令和8年3月17日(火)

※全委員の合計点が最低基準点300点(満点(500点)の6割)に満たない提案は選定しない。

※プレゼンテーションは、提案書で実施すること。

(7) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

・会社概要説明書【様式4】

・機密データの保存等に関する申出書【様式5】

② 申請書及び前号に定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

- (8) 仕様書について
- ① 仕様書に対する質問がある場合は、上記「2 (3)仕様書に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
  - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (9) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - ② 上記の通知を受けた者は、広島県総務局施策形成支援チームに対してその理由説明を求めることができる。
  - ③ この説明を求める場合は、令和8年3月19日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - ④ 上記に対する回答は、令和8年3月23日（月）までに、書面により行う。
- (10) 支払条件  
業務完了後の一括払いとする。
- (11) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 参加者の負担について  
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (13) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (14) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
  - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

### 3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領  
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則  
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金  
公告に定めるとおり
- (4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約  
適用なし

#### 4 添付書類

- 公告の写し
- 契約書（案）
- 仕様書
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書【様式1】
- 仕様書に対する質問書【様式2】
- 取り下げ願い書【様式3】
- 会社概要説明書【様式4】
- 機密データの保存等に関する申出書【様式5】
- 提案書作成要領、評価基準

#### 【問い合わせ先】

広島県総務局施策形成チーム 担当 石田、岡野  
電話 082-513-3446（ダイヤルイン）